「北陸電力株式会社志賀原子力発電所の 敷地内破砕帯の評価について<案>」 に対する意見書

平成 27 年 8 月 10 日

北陸電力株式会社

【目次】

はじめ	に	2
1. S-	-1 の評価	4
(1)	旧 A・B トレンチの解釈	4
(1)	有識者による評価の内容	4
2	有識者による評価に対する当社の意見	5
(2)	S-1 と線状地形との関係	8
\bigcirc	有識者による評価の内容	8
2	有識者による評価に対する当社の意見	8
(3)	S-1の深部への連続性	8
(1)	有識者による評価の内容	8
2	有識者による評価に対する当社の意見	9
(4)	S-1の水平方向への連続性・活動性	11
(1)	有識者による評価の内容	11
2	有識者による評価に対する当社の意見	11
2. S-	-2・S-6の評価	13
(1)	S-2・S-6のNo.2トレンチ調査・線状地形との関係	13
(1)	有識者による評価の内容	13
2	有識者による評価に対する当社の意見	14
3. S-	-1に他の断層の活動が及ぼす影響についての検討	17
(1)	応力解析	17
\bigcirc	有識者による評価の内容	17
2	有識者による評価に対する当社の意見	17
4. ま	とめ	20

はじめに

平成 27 年 7 月 17 日開催の「第 7 回志賀原子力発電所の敷地内破砕 帯の調査に関する有識者会合」において、「北陸電力株式会社志賀原 子力発電所の敷地内破砕帯の評価について<案>」(以下、「評価書 (案)」という。)が提示された。

評価書(案)は、当社が旧原子力安全・保安院から発出された「敷 地内破砕帯の追加調査計画の策定について(指示)」を受け実施して きた調査結果に係る評価会合及び現地調査を含む有識者会合の検討結 果に基づきとりまとめたとされているが、有識者の見解は、「V.ま とめ」において、「後期更新世以降に活動したことを肯定する明確な 根拠は認められない」としながらも、「変位、変形を生じた可能性は 否定できない」とされているように、評価の前提となるべき追加調査 結果が総合的に考慮されたものとは考えられない。

そもそも、本追加調査の内容は、旧原子力安全・保安院の意見聴取 会における委員のコメント(敷地では、段丘堆積物など表層の地層は すでに削り取られていることから、S-1の南東延長には、まだ改変さ れていない高位段丘が分布するとみられるので、高位段丘で確かめる こと。)を踏まえたものとなっており、さらには、原子力規制委員会 審査ガイド(設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で 確認される断層等の性状等により、安全側に判断する。)とも合致し ているものと考えている。

具体的には,審査ガイドでも最も信頼性が高いとされているトレン チ調査はもちろんのこと,岩盤調査坑等での詳細な性状観察や応力解 析等,科学的に可能と考えられる多種多様な調査を実施し,これらの 結果を「調査報告書(最終)」として提出するとともに,その後の有 識者会合での指摘等に対しても,調査・分析等を実施し,有識者会合 の場等で,報告,説明を行っている。

これらの科学的な調査データを総合的に検討すれば,敷地内シーム については、少なくとも後期更新世以降には活動していないと判断さ れることから、「将来活動する可能性のある断層等ではない」との評 価は合理的なものと認識している。

本意見書は,有識者の結論の主たる根拠について,科学的な調査デ ータ等を含め改めて総合的に整理し,当社の意見としてとりまとめた (注)敷地内シームとは、粘土などの軟弱物質の薄層であり、帯状を呈する火山 砕屑岩(新第三紀の火山活動時に形成)の弱部に沿って熱水変質作用により生成 されたと考えられ、その薄層には断層(条線,鏡肌が認められる)を伴う。

本意見書については、 ・小島圭二 東京大学名誉教授 ・徳山 明 元富士常葉大学学長 ・山崎晴雄 首都大学東京教授 の3名の学識者に本内容をご確認いただき、評価書(案)の有識者による 評価に対する当社意見は科学的合理性を有しており妥当である旨の見解を いただいている(別添)。

- 1. S-1の評価
 - (1) 旧 A・B トレンチの 解 釈
 - 有識者による評価の内容

有識者による評価では、旧A・BトレンチのS-1について、ス ケッチ及び写真を見る限り、上部更新統である砂礫Ⅱ層ないし I層堆積後に活動したと解釈することが妥当であり、基盤上面 の形状は差別浸食とする合理的な説明がなされていないと判断 するとしている。また、トレンチ個別壁面に係る記載について は以下のとおりとしている。

- (a) 旧 A トレンチ北西壁
 - ・S-1 上方では砂礫 Ⅱ層中に色境界となる縦の筋(以下, 「色境界」という。)が見え、せん断面である可能性が ある。この色境界は北陸電力が説明する鎌の掘削痕とは 解釈できない。また、この色境界は基盤の S-1 に直接続 いてはいないが、堆積物中でせん断面が雁行ないしせん 滅する現象は一般的な現象である。
- (b) 旧 A トレンチ南東壁
 - S-1の段差の直上付近の堆積物では、砂礫 Ⅱ層中の層理 面が系統的に増傾斜していることから、この増傾斜は S-1の変位によって引きずられた可能性がある。一方で、 砂礫 Ⅱ層中では基盤直上の地層が海側(基盤上面の低下 側)に向かってせん滅している。撓曲変形そのものでは 通常地層がせん滅することは説明できず、砂礫 Ⅱ層中の 増傾斜を、既存の基盤上面の段差部を、離水後に陸側か ら供給された堆積物が埋めることで形成されたと解釈す ることもできる。
- (c) 旧 B トレンチ北西壁
 - ・基盤上面は、段差の上段側と下段側ともにほぼ水平(平 滑?)である。しかしながら、既存の基盤段差の上下段 両方の部分が、同時に水平に浸食されるとは考え難い。
 当壁面で見られる地質状況は、基盤上面が一様に水平に 削剥された後に、S-1のずれによって段差が生じたこと が示唆される。
 - ・基盤直上の砂礫 Ⅱ層の上面には約 80cm の落差が認められ、その上位の砂礫 Ⅰ層も、西へ下がる撓曲変形を受けているように見える。砂礫 Ⅱ層と砂礫 Ⅰ層の層厚は、S-1の直上を挟んで大きく変わらない。これらの構造は、同レベルに堆積していた地層が撓曲変形を受けた結果と解

釈できる。

- ・当壁面を含め全ての壁面において、S-1の段差沿いでは、 S-1周辺の凝灰質な細粒部(以下、「細粒部」という。)が上盤側でも浸食されず残存しているのに対し、 海岸のシームでは細粒部が一様に浸食されてシームの上 下盤が平坦になっている例(K-5)もある。K-5の例から すると、S-1上盤側に細粒部を残す形で浸食による段差 が生じるとは考え難く、当壁面 S-1付近の基盤の段差が、 差別浸食により段差が形成されたとの説明は不自然であ る。
- ・基盤上面の段差部の先端から砂礫Ⅱ層中には、斜め(壁面の左)方向に色境界が伸びているように見える。この 色境界は、周囲の鎌の削り跡とは方向が異なるので、少 なくとも鎌の掘削痕ではないと考える。
- (d) 旧 B トレンチ南東壁
 - S-1 の部分とは別に、S-1 上盤側には見かけ南西傾斜 (S-1 とは逆傾斜)の構造があり、その構造を境として 基盤上面に見かけ北東側下がりの小段差が複数認められ る。これらの小段差は、波の浸食で生じた構造とは考え にくく、S-1 が活動した際のバックスラストと解釈する ことが妥当である。

② 有識者による評価に対する当社の意見

有識者による評価は、4 壁面個別の状況について検討を行い、 「旧 A・B トレンチの S-1 は、スケッチ及び写真を見る限り、上 部更新統である砂礫 II 層ないし I 層堆積後に活動したと解釈す ることが妥当である」としている。

スケッチ及び写真しか存在しない中,当社は,旧トレンチを再 評価するにあたり,科学的データからの検討を目的として,基 盤を覆う砂礫層中に断層変位が及んだ場合のせん断構造の形成 について,活断層調査事例,模型実験及び数値シミュレーショ ンからの調査検討を行い,その結果,基盤が断層運動により変 位し段差が形成された場合,その段差直上の砂礫層中には必ず せん断面や地層の擾乱が生じるとする知見を取得した(図 1-1~ 1-3)。

本知見に基づき,スケッチや同記載及び多方向から撮影された 詳細な壁面拡大写真の観察を行った結果,4 壁面いずれにおいて も、段差部周辺の砂礫 II 層には断層変位を示唆するようなせん 断面や地層の擾乱は認められないことから、中位段丘 I 面を構 成する堆積層に断層活動の影響は及んでいないことが再確認さ れた(図 1-4)。

しかしながら、有識者は、上部更新統である砂礫 Ⅱ層ないし I 層堆積後に活動したと解釈することが妥当と評価していること から、その根拠として挙げている個別壁面の評価に対する当社 の意見について以下に記載する。

- (a) 旧 A トレンチ北西壁
- ・「砂礫Ⅱ層中の色境界が鎌の掘削痕ではなく、せん断面の可能性があり、基盤の S-1 に直接続かないが、堆積物中でせん断面が雁行・せん滅する現象は一般的(略述)」としているが、前述したとおり、基盤の上位に分布する砂礫Ⅱ層が仮に断層運動を受けていれば、段差部の先端付近からせん断面や地層の擾乱が出現するはずであるが、そのようなせん断面等が色境界と段差の間には認められない。さらに、段差部の凸部直上に分布する巨礫に凹地側への倒れ込みや回転が認められない。これらのことから砂礫Ⅱ層に断層活動の影響が及んでいないものと判断される(図 1-4(1)(2))。
- (b) 旧 A トレンチ南東壁
- ・「砂礫Ⅱ層中の層理面が系統的に増傾斜しており、S-1の変位によって引きずられた可能性がある(略述)」としているが、砂礫Ⅱ層中の地層が海側に向かってせん滅していることから、引きずられた撓曲変形とは説明できず、段差部を堆積物が埋めた自然な堆積構造を呈しているものと判断される(図 1-4(3)(4))。
- なお、本壁面については、旧原子力安全・保安院における意見聴取会において「典型的な活断層」とされたものであるが、 評価書(案)の記載、あるいは第7回有識者会合での議論でも一部の有識者から「砂礫Ⅱ層中では基盤直上の地層が海側に向かってせん滅しており、段差部を埋めたものと解釈することもできる(略述)」との見解が示されている。
- (c) 旧 B トレンチ北西壁
 - 「基盤上面が一様に水平に削剥された後に、S-1のずれによって段差が生じた」としているが、岩盤上面が水平に削剥された状況は近接する他の壁面で共通的に見られる事象ではなく、4壁面の地質状況が総合的に考慮されていない〔例えば、

A トレンチ北西壁では岩盤上面が凹凸に富んでいる (図 1-4(1))]。

- ・「砂礫Ⅱ層と砂礫Ⅰ層の層厚は S-1 の直上を挟んで大きく 変わらず撓曲変形と解釈できる(略述)」としているが、本 壁面において、砂礫Ⅱ層は、安山岩起源の細礫を含む粗粒砂 と白色粒状物質を主体とする上部層と、最大径 30cm の安山 岩礫を含む粗粒砂及び細礫からなる下部層に細区分され、下 位の砂礫Ⅱ層(下部層)の層厚が段差上盤で約 35cm である のに対し、段差下盤では約 60cm と有意に厚く、段差部を堆 積物が埋めた自然な堆積構造を呈している(図 1-5)。
- ・「K-5の例からすると細粒部を残す形で浸食による段差が生じるとは考え難く、差別浸食により段差が形成されたとの説明は不自然(略述)」としているが、海岸シーム(岩盤が露出する海岸部において、敷地内シームと類似した走向・構造を有するシーム)周辺では、シャープな段差部に細粒部が侵食されずに残っている箇所も随所に存在しており、K-5の一例のみから浸食により段差が生じるとは考え難いとする有識者の評価は、周辺の地質状況を総合的に考慮した判断とは言い難い(図 1-6)。
- ・「段差部の先端から砂礫Ⅱ層中に斜め方向に色境界が伸びているように見える(略述)」としているが、当時、トレンチ壁面の整形後さらに段差直上部を深く掘り込み調査しており、その結果、ご指摘の色境界の位置やその周辺にせん断構造が存在しないことを確認している。なお、その状況は写真においても確認することができる(図 1-7)。
- (d) 旧 B トレンチ南東壁
 - 「基盤上面に小段差が複数認められ,波の浸食で生じた構造 とは考えにくく、S-1のバックスラストと解釈することが妥 当(略述)」としているが、本壁面の北東側に見られる小段 差については岩盤下方まで連続していないこと、また、海岸 シームから派生する割れ目に沿って岩盤上面が波の侵食で山 側が低くなった段差が随所に存在していることも考慮すると、 これら小段差がS-1のバックスラストと解釈することは考え 難い(図 1-4(7)(8)、図 1-8)。

以上より、旧 A・B トレンチの解釈については、調査データが 考慮されていなかったり、また、周辺の地質状況が総合的に考 慮されていないものである等のことから、「上部更新統である 砂礫Ⅱ層ないしI層堆積後に活動したと解釈することが妥当」 とする有識者の評価については考え難く,今回取得した砂礫層 中のせん断構造の形成についての知見も踏まえると,中位段丘 I面を構成する堆積層に断層活動の影響は及んでいないと判断 する当社の評価は妥当であると考える。

(2) S-1と線状地形との関係

① 有識者による評価の内容

有識者による評価では、S-1 沿いの線状地形については、差別 浸食であることを積極的に否定することはできない。しかしな がら、そのことをもって S-1 の活動を否定することはできない としている。

② 有識者による評価に対する当社の意見

有識者による評価は、「差別浸食であることを積極的に否定す ることはできない。」としながらも、「そのことをもって S-1 の活動を否定することはできない。」と評価しているが、その 根拠を全く示していない。

しかしながら、当社は、S-1 と線状地形との関係については、 旧 A・B トレンチ周辺の地形では、建設当時に実施された水準測 量データを反映して作成した地形図や発電所建設前に撮影され た写真から変動地形が認められないことを確認している(図 1-9)。また、S-1 全体を見ても発電所建設前の空中写真、立体地 図、段丘面分布図から変動地形は認められないことを確認して いる(図 1-10)。

このような科学的な調査データに全く言及することなく、「そ のことをもって S-1 の活動を否定することはできない」とする 有識者の評価は考え難く、上記の科学的な調査データを総合的 に検討すると、S-1 沿いの線状地形については、変動地形ではな く、差別侵食を受けて形成されたものと判断する当社の評価は 妥当であると考える。

(3) S-1の深部への連続性

① 有識者による評価の内容

有識者による評価では、S-1 の深部への連続性については、以下のことから、S-1 の深部延長を否定することはできないとして

いる。

(a)L 測線

- ・L-13.5の深度 293.9m付近やL-13.7の深度 314.6m 付近には, 走向傾斜などが S-1 に調和的な「シームを伴う割れ目」が存 在する。
- ・L-14'にも、シームは伴わないものの、シルトの付着する鏡 肌は数か所で確認されている。
- ・大深度ボーリングにおいても,深度 490m付近に条線を持つ 割れ目が数か所に存在している。
- (b) M 測線
 - M-14'の深度 182m付近,および M-14の深度 361.7m付近に 走向傾斜がその付近の浅部の S-1 に調和的な「シームを伴う 割れ目」が存在する。断面図上で浅部の S-1 の直線延長とは 少しずれるが, M 測線付近において S-1 が若干屈曲している ことを考えると,断層面が少しうねっていることも十分想定 される。

② 有識者による評価に対する当社の意見

有識者による評価は、「L 測線、M 測線双方において、S-1 の 深部延長を否定することはできないと考える」とし、その根拠 の一つとして「M 測線付近において S-1 が若干屈曲していること を考えると、断層面が少しうねっていることも十分想定され る」ことを挙げている。

一方, S-1 については多数の調査データにより,大局的には, 深部方向に高い直線性を有して分布していることを確認している(図 1-11)。

しかしながら、例えば、有識者が挙げた M 測線での想定される 断層面(M-12.5の深度 63m付近と M-14'の深度 182m付近と M-14 の深度 361.7m付近から想定される断層面)は、"少しのう ねり"と言えるものではなく、S-1 の線形に係る調査データが考 慮されていないものと考える。

以下では,深部連続性確認に係る調査データについて,改めて 整理して記載する。

(a)L 測線

- L-13.5の深度 293.9m付近及び L-13.7の深度 314.6m付近の「シームを伴う割れ目」については、両孔より南西側(浅部)に位置する L-14'において、L-12.2及び L-12.5の S-1から想定される位置付近に S-1が認められない(S-1は L-14'以深には連続しない)ことから、S-1ではないと判断される(図 1-12,図 1-13)。そのうち、L-13.5の深度 293.9m付近の「シームを伴う割れ目」については、その走向・傾斜は N2°W/85°NE と南北走向であり、S-1 と調和的でない。
- L-14'については、「シルトの付着する鏡肌は数か所で確認 されている」としているが、「シームを伴う割れ目」は認め られず、破砕部も伴わない(図 1-14)。
- 「大深度ボーリングにおいても、深度 490m付近に条線を持つ割れ目が数か所に存在している(略述)」としているが、「シームを伴う割れ目」は認められない。また、条線の方向もほとんど水平であり、S-1の条線の方向とは異なっている(図 1-15)。なお、本孔のコアについては、これまでの2回の現地調査のいずれにおいても実物を確認していただいているが、現地調査を含む有識者会合において、S-1の存在を示唆するような指摘はなされていない。

(b) M 測線

M-14'の深度 182m付近の「シームを伴う割れ目」については、M-12.5の深度 63.43mの S-1のほぼ直下に位置すること等から、S-1ではないと判断される(図 1-16(1))。
また、M-14の深度 361.7m付近の「シームを伴う割れ目」については、南西側(浅部)に位置する M-14'において、駐車場南側法面及び M-12.5の S-1から想定される位置付近にS-1 が認められない(S-1は M-14'以深には連続しない)ことから、S-1ではないと判断される(図 1-16(2))。

以上より, S-1の深部の連続性については, S-1の線形に係る 調査データが考慮されていないと考えられることから, S-1の深 部延長を否定することはできないとしている有識者による評価 については考え難く, 深部方向の連続性に関するボーリング調 査結果を総合的に検討すると, S-1 は深部方向には連続しないと 判断する当社の評価は妥当であると考える。

(4) S-1の水平方向への連続性・活動性

① 有識者による評価の内容

有識者による評価では、S-1 は駐車場南東方トレンチ以南の区間については後期更新世以降の活動が否定できるとしている。 しかしながら、以下のことから、S-1 の北西側については、後期 更新世以降に活動した可能性があるとしている。

- S-1 北西部については、旧 A・B トレンチではスケッチ及び 写真からは上部更新統堆積後に活動したと解釈することが妥 当である。
- ・1 号炉建屋底盤で S-1 が帯状を呈する火山砕屑岩に分断され るとの説明についても疑問点が多い。
- ・岩盤調査坑では、右横ずれ逆断層で北東側が隆起する運動方向が得られており、このことは旧 A・B トレンチで見かけ北東側上がりの状況があること及び断層面に鏡肌が認められ縦ずれ性条線が見られることと調和的である。
- S-1 南東部については、駐車場南東方トレンチ以南の調査箇 所では後期更新世以降に活動した可能性は低い。ただし、駐 車場南側法面では上載層により最新活動時期を特定できるに 至っていない。
- S-1 は S-2・S-6 の南東側のみに形成されたと考えるのが自然である。このことは S-1 が S-2・S-6 と同時に短い区間のみが活動してきたことを示唆する。

② 有識者による評価に対する当社の意見

有識者による評価は、「S-1 は、駐車場南東方トレンチ以南の 区間については後期更新世以降の活動は否定できる。一方、北 西側については、後期更新世以降に活動した可能性がある」と している。

しかしながら,有識者からは S-1 が構造的に北西側と南東側に 分かれるとする直接的な根拠は示されておらず,この見解は有 識者による旧 A・B トレンチの解釈(上部更新統堆積後に活動し たと解釈することが妥当)が前提であるものと考えられる。

- ・旧A・Bトレンチの解釈については、「1.(1)②」で先述した とおり、有識者による評価は考え難い。
- ・「岩盤調査坑では、右横ずれ逆断層で北東側が隆起する運動 方向が得られており、旧A・Bトレンチと調和的である」と しているが、条線観察結果によれば、S-1南東部の駐車場南 東方トレンチ以南の調査箇所でも同様に旧A・Bトレンチと 調和的であることを踏まえるとS-1北西部のみが異なった動 きをするとは考え難い(図1-17)。
- S-1 が S-2・S-6 の南東側のみに形成されることをもって、
 S-1 が S-2・S-6 と同時に短い区間のみで活動してきたことを示唆するとしているが、この因果関係に論理性は見い出せない。

以上より, S-1 については, 北西部・南東部を分けて活動性を 評価する科学的な調査データはないと考えられることから, S-1 北西部について後期更新世以降に活動した可能性があるとする 有識者による評価については考え難く, 稠密な間隔によるボー リング調査等(図 1-18)により, S-1 は高い直線性を有して分 布していること及び条線調査結果を総合的に検討すると, 北西 部・南東部を分けて活動性を評価することはないと判断する。

2. S-2・S-6の評価

評価書(案)の有識者による評価では,No.2 トレンチにおいて, 「トレンチ北面で見られる g 層の山(東)側への傾斜については, 後述する地形その他の結果と合わせて総合的に検討を行う」として いることから,ここでは No.2 トレンチ調査結果,線状地形の調査結 果を併せて記載する。

(1) S-2・S-6の No.2 トレンチ調査・線状地形との関係

① 有識者による評価の内容

有識者による評価では、No.2 トレンチにおいて、南北両面と も、S-2・S-6 及びその周囲を含め岩盤上面には明瞭な変位は認 められず、岩盤上位に分布するいずれの堆積物にも明瞭な変位 は認められないとしている。しかしながら、S-2・S-6 が現在の 応力場によって動き得る断層であることを考慮すると、地形、 堆積物/基盤境界、No.2 トレンチの M1 面堆積物の層理面に認め られる傾向は、以下のことから、S-2・S-6 の西側隆起による撓 曲状の変形による可能性があり、条線データもその運動方向と 一致するとしている。

(a) No. 2 トレンチ

- ・北面では、MIS5eの海成堆積物とされる基盤直上のg層が、 全体として山(東)側に向かって緩やかに傾斜している様子 が認められる。
- ・g 層中の礫等の長軸の角度分布も,北面中央,北面西側及び 北面東側の全ての場所において,東側に緩く傾斜する傾向が 見て取れる。
- (b) 線状地形
- ・エリア5内に位置する No.2 トレンチ北面では、エリア5で
 見られる地形及び基盤上面の傾向と同様、M1 面堆積物の層
 理が山(東)側へ緩やかに傾斜する様子が確認できている。
- ・エリア5の地形や基盤上面高度は、S-2・S-6 通過位置の西
 (海)側が高くなる特徴が認められる。
- ・エリア4において、1号機設置時の試錐試料に基づく堆積物
 /基盤境界は、S-2・S-6付近で山(東)側に減傾斜し、エリア2でも、明瞭ではないものの、S-2・S-6より西(海)
 側の地形に高まりが認められる。

また, Coulomb3.3を用いて, S-2·S-6が伏在断層として活動し たとの仮定で解析をしたところ, S-2·S-6 付近で見られる海側の 凸状地形と, 層理面の山(東)側傾斜は, S-2・S-6 の伏在断層 で説明できるとしている。

② 有識者による評価に対する当社の意見

有識者による評価は、「地形,堆積物/基盤境界,No.2 トレ ンチの M1 面堆積物の層理面に認められる傾向」をもって、「S-2・S-6 の西側隆起による撓曲状の変形による可能性がある」と 評価しているが、No.2 トレンチにおける判断は、トレンチ全体 (北面及び南面)の地質状況を踏まえた検討によってなされたも のとは言えず、また、地形及び堆積物/基盤境界による判断につ いても、S-2・S-6 が認められない No.3 トレンチの西側に見られ る地形の高まりに偏重したものであると考える。

さらに「S-2・S-6 付近で見られる海側の凸状地形と,層理面のわずかな山(東)側傾斜を説明できる」とした「S-2・S-6 が 伏在断層として活動したとの仮定のもと,その活動が地表面等に どのような変形を及ぼすかという数値計算による検討(略述)」 については,「3.(1)②」で後述するように,そもそも「モデル の前提条件」は調査データとは整合しておらず,さらに,そのよ うな前提条件のもとでの「計算結果」についても実際のトレンチ での状況との矛盾点が見られる。

以下では、地形、堆積物/基盤境界、No.2 トレンチの層理面 に認められる傾向に係る調査データについて、改めて整理して記 載する。

(a) No. 2 トレンチ

・トレンチ北面で認められる山(東)側傾斜の層理を S-2・S-6の西側隆起による撓曲状の変形の根拠としているが、そもそも、S-2・S-6という弱層部(せん断面)を有する岩盤において、弱層部にずれを生じさせることなく、その上位の g層を撓曲状に変形させることは力学的に考え難い。

また,層理の走向・傾斜の測定結果によれば,南面では,S-2・S-6の西側の層理は西傾斜であり,さらに,三次元で見

ると、北面、南面とも南傾斜の傾向が認められることを総合 的に判断すると、層理は系統的に東傾斜しているものではない(図 2-1)。

- ・有識者が示すとおり、北面では「g 層中の礫等の長軸の角度 分布は、東側に緩く傾斜する傾向が見て取れる(略述)」も のの、南面では礫等の長軸方向はほぼ水平で、岩盤上面にア バットする状況も見られる。したがって、g 層下位の岩盤上 面形状を考慮し、北面及び南面のデータを総合的に見ると、 礫等の長軸方向は、両面とも岩盤上面と概ね平行であると判 断され、岩盤上面の凹凸に規制された堆積構造を反映してい るものと考えられる(図 2-2)。
- (b) 線状地形
- 「エリア5の地形や基盤上面高度がトレンチの層理の傾向と 同様である(略述)」としているが、エリア5内に位置する No.2 トレンチにおいては、岩盤上面に変位は認められない ことから、S-2・S-6 という弱層部にずれを生じさせること なく、その上位のg層や地形を撓曲状に変形させることは力 学的に考え難い。
- 「エリア5の地形や基盤上面高度について S-2・S-6 の西 (海)側が高くなる特徴が認められる(略述)」としている が、この特徴は、他のエリアには認められない局所的なもの である(図 2-3)。また、S-2・S-6 が認められない No.3ト レンチ地点で最も顕著な地形が現われるとは考え難い(図 2-3)。さらに、本サイト周辺(敷地前面海岸部、防潮堤基 礎部)では、エリア5と同様の規模(高さ)で波の侵食によ って形成されたと考えられる岩盤上面が凸状を呈する地形が 一般的に認められる(図 2-4)。
- ・「エリア4及びエリア2の地形等についても S-2・S-6 の西 (海)側が高くなる(略述)」としているが、第6回有識者 会合において、有識者はエリア4及びエリア2の地形につい ては、エリア5の地形を前提とした解釈であり、「南の方の データ(エリア4及びエリア2)しかなければ、確定的に言 うことは難しい」としている。

以上より, S-2・S-6 については、トレンチ全体の地質状況が

考慮されておらず、また、地形についても総合的な検討がなさ れていないと考えられること等から、S-2・S-6の西側隆起によ る撓曲状の変形による可能性があるとする有識者による評価に ついては考え難い。また、「S-2・S-6が現在の応力場によって 動き得る断層である」ともしているが、「はじめに」で先述し たとおり、最も信頼性の高いトレンチ調査結果を重要視すべき であると考えられ、このトレンチ調査による地質状況及び地形 の状況を総合的に検討すると、後期更新世以降の活動はないと 判断する当社の評価は妥当であると考える。

3. S-1 に他の断層の活動が及ぼす影響についての検討

(1) 応力解析

① 有識者による評価の内容

有識者による評価では、Coulomb3.3を用いて、S-2·S-6が伏在 断層として活動したとの仮定で S-1 への影響を解析したところ、 建屋に近い S-1 北西部のみが変位した可能性を説明することも できるとしている。また、S-2·S-6 付近で見られる海側の凸状地 形と、層理面の山(東)側傾斜についても、S-2・S-6 の伏在断 層で説明することが可能であるとしている。計算にあたっては、 起震断層(S-2·S-6)の断層パラメータは、N6°E55°Wの断層面 で運動方向の沈下方向は北方向で沈下角を 62°の逆断層で変位 量 1.5mとし、断層深さ 12.4 km、断層長さ 15 kmとしている。

② 有識者による評価に対する当社の意見

(a) 有識者モデルの前提条件

有識者による評価では、S-2·S-6の断層パラメータについて、 変位量1.5m、断層深さ12.4km、断層長さ15kmとし、「S-2·S-6を破壊停止深度100mで活動させた場合、S-1北西部のみ が変位した可能性を説明することもできる(略述)」としてい る。

しかしながら,上記の解析のモデルについて, S-2·S-6のパ ラメータは,以下に示す調査データとは整合していない。

- S-2・S-6を自ら地震を引き起こす断層として、震源断層クラスの構造としているが、ボーリング調査結果において、例えば、I-5 孔では S-2・S-6の延長想定深度である約 130mまでは延びていないことを確認している(図 3-1)。このことから、S-2・S-6は震源断層にはあたらない。
- S-2・S-6を伏在断層としてモデル計算しているが、基礎掘 削底盤、トレンチ及びボーリングにより S-2・S-6 が基盤上 面まで達していることを確認していることから、伏在断層に はあたらない。
- S-2・S-6を伏在断層としたモデルは、No.2トレンチの北壁面のg層中の層理面の東傾斜を説明できるモデルとしたものであるが、そもそも同一トレンチの南壁面では層理等の東傾斜

は認められず,岩盤にアバットする堆積構造も認められることから,層理面が系統的に東傾斜となっているものではない(詳細は「2.(1)②」参照)。

以上より、この解析については、有識者モデルにおける S-2・ S-6 のパラメータが調査データとは整合していない前提条件のも とで行われたものである。

(b)計算結果の検証

上記(a)のとおり,有識者による解析については,調査データと は整合していない前提条件のもとで行われたものであるが,さら にその計算結果についても,S-2・S-6の浅部において,以下の矛 盾点が見られる。

・有識者の計算では、S-2・S-6の浅部は破壊せず、地表下100 mで破壊が停止するという伏在断層モデルにより、S-1 北西 部のみが変位した可能性を説明できるとしている。 仮に、そのような破壊形態であったならば、主として破壊するS-2・S-6の浅部には、従の構造のS-1北西部以上に大き な応力が作用し、S-2・S-6の浅部にも当然として破壊が及ぶ ものと想定されるにもかかわらず、このことが考慮されてない。なお、実際にはNo.2トレンチ箇所でS-2・S-6直上の堆 積物には破壊(せん断構造)が認められない。

当社は、モデルの妥当性について、以下のとおり、Coulomb3.1 (Coulomb3.3とのバージョンの違いは解析結果に影響しない) を用いた解析による検証を行い、上記の矛盾点について数値的に 確認した(図 3-2)。

 ・S-2・S-6を有識者の設定する条件(破壊停止深度 100mの伏 在断層,震源断層クラスの規模)で活動させたときの,S-1 面上及び S-2・S-6 面上(100m以浅)に作用する最大せん断 応力(逆断層センスに対する摩擦係数0でのΔCFF)の比較 を行った。

その結果, S-1面上では 17MPa であるのに対して, S-2·S-6

面上(100m以浅)では 2,713MPa と 100 倍以上の応力値となる。

このことは、仮に「S-1 北西部のみが変位した可能性」がある ならば、100 倍以上の応力値が作用している S-2・S-6 の浅部にも 当然として変位が想定されるにもかかわらず、実際には No.2 ト レンチ箇所で S-2・S-6 直上の堆積物には変位(せん断構造)が認 められないことと矛盾する。

以上より,有識者による解析については,そもそもモデルのパ ラメータが調査データとは整合していない前提条件のもとで行わ れたものであることに加え,計算結果についても,実際のトレン チでの状況との矛盾が見られることから,「S-1の北西部のみが 変位した可能性を説明することもできる」としている有識者によ る評価については考え難い。

4. まとめ

評価書(案)での有識者による評価に対する主な当社の意見は,以 下のとおりである。

当社が今回新たに取得した重要な知見(活断層調査事例他)等,評価に考慮すべき調査データがどのように扱われているのか言及されていない。また,すべての壁面の観察結果を見て判断すべきであるトレンチ調査(旧A・BトレンチやNo.2トレンチ)では,一部分の地質状況のみから判断した解釈をしており,地質状況を総合的に考慮した判断がなされていないと考える。

さらに、「敷地内に見られる全ての状況を説明できる。」とした有 識者の解析については、調査データとは整合していない前提条件のも とで行われており、その計算結果についても、実際のトレンチでの状 況と矛盾しているものと考える。

以上のとおり,有識者による評価は,科学的な調査データに基づい た総合的な検討がなされておらず,「変位,変形を生じた可能性は否 定できない」とする判断は考え難い。

一方,当社の評価については,

- ・旧 A・B トレンチの解釈については、今回取得した砂礫層中のせん断構造の形成についての知見も踏まえると、中位段丘 I 面を構成する堆積層に断層活動の影響は及んでいないと判断されること。
- S-1 沿いの線状地形については,変動地形ではなく,差別侵食を 受けて形成されたものと判断されること。
- S-1の深部への連続性については、深部方向の連続性に関するボーリング調査結果を総合的に検討すると、S-1は深部方向には連続しないと判断され、S-1は震源断層ではないと判断されること。
- ・S-1の水平方向への連続性・活動性については、稠密な間隔によるボーリング調査等により、S-1は高い直線性を有して分布していること及び条線調査結果を総合的に検討すると、北西部・南東部を分けて活動性を評価することはないと判断されること。
- ・駐車場南東方トレンチ等による上載地層法により, S-1 について は、後期更新世以降の活動は認められないこと。
- ・No.2 トレンチによる上載地層法により, S-2・S-6 については, 後期更新世以降の活動は認められないこと。

を踏まえると,最も信頼性が高いとされているトレンチ調査だけでな く,科学的に可能と考えられる多種多様な調査から得られた調査デー タを総合的に検討しており、これらのことから、敷地内シームについては、「将来活動する可能性のある断層等ではない」とする当社の評価は妥当であると考える。

国内の断層調査の事例

H26.12.26 第4回評価会合 志賀・現調5-2を編集

■断層活動を受けた堆積物(礫層,砂礫層,砂層)のせん断構造の出現形態について、国内で実施された活断層調査等の文献調査を行った。

■調査にあたっては、地震調査委員会による活断層長期評価で用いられた参考文献、(独)産業技術総合研究所の活断層データベース(https://gbank.gsj.jp/activefault/index_gmap.html) から活断層調査等に関連する文献を調査対象とした。対象となった文献は539編、753の露頭データ(スケッチの記載があるもの)である。



・今回調査した事例では、断層活動の影響ありと評価されている段差直上の砂礫層等において、せん断面・地層の擾乱が認められないとした事例は確認されず、少なくとも段差直上付近にせん断面や地層の擾乱が報告されている。
 ・今回調査の事例を考慮すれば、旧トレンチの岩盤上面の段差が砂礫層堆積後に断層運動により変位したものと仮定した場合、段差付近の砂礫層中にはせん断面や地層の擾乱が生じると考えられる。

模型実験(上田·谷(1999)等)



・旧トレンチの岩盤を覆う砂礫Ⅱ層が,基質支持の粗粒砂からなる堆積物であることを考慮すると,岩盤上面の段差が断層変位であれば同層中にせん断層が認められるものと考えられる。

図 1-2

■検討内容

・Bトレンチ北西壁のスケッチに基づき安山岩と砂礫 I・Ⅱ層をモデル化し、Ando(2013)の手法により変位シミュレーションを行い、砂礫 I・Ⅱ層に発生するせん断構造の出現形態を求める。

■Ando(2013)の手法

 ・岩盤を剛体、未固結の上載層をビンガム流体と仮定し、差分法の一種であるCIP(Constrained Interpolation Profile)法を用いて、岩盤の断層運動により生じる上載層の変形を計算する。
 ダイレイタンシー(砂層が変形する際に体積が変化する現象)については、内部摩擦角の変化として考慮する。

■計算条件

砂礫Ⅰ・Ⅱ層の物性値

	密度(g/cm³)	粘着力(N/mm²)	内部摩擦角(°) ^{※1}	備考
物性値A	1.846	0.0017	39.1	埼玉県鴻巣市のボーリング試料(細粒 砂,深度6.07-7.00m)の土質試験より得 られた値(吉見・竿本,2006)
物性値B	1.75	0.041	13.1	原子炉設置位置付近の表土(深度0.5- 0.75m)の土質試験より得られた値

※1 ダイレイタンシーを考慮した内部摩擦角の増加量は、榊原ほか(2008)の圧密を受けた砂層における値を参考に最大25°とした。

		計算ケース	
ケース	単位変位量(cm)	最大すべり速度(m/s) ^{※2}	砂礫Ⅰ・Ⅱ層の物性値
1	35	1.0	物性値A
2	35	0.5	物性値A
3	10 ^{※3}	0.5	物性値A
4	35	0.5	物性値B

※2 地震時における断層のくい違い速度は0.5~6.3m/sとされている(中田・宮内, 1985)
 ※3 複数回の変位を考慮し,設定した数値

Koichi Ando(2013): CIP-based numerical analysis about generations of fault-related flexures in unconsolidated sediments, Tokyo Metropolitan University. 言見雅行・芊本英喜(2006): 埼玉県鴻巣市における綾瀬川断層の被覆層の50 mボーリング, PS検層および三軸圧縮試験結果,活断層・古地震研究報告, No.9, 1-9. 柳原辰雄・加藤正司・吉村優治・途谷啓(2008): 砂のような粒状材料のせん断挙動および断層に与える粒子形状の影響、土木学会論文集, C, 64-3, 183-195. 中田高・宮内崇裕(1985): 逆断層のくい違い速度を推定する試み―陸羽地震(1986年)における千屋断層を例に―,活断層研究, 1, 31-36.

H26.12.26 第4回評価会合 志賀·現調5-2を編集

■モデルの設定



Bトレンチ北西壁のスケッチ



上図のS-1上盤側を35cm低下させ,地層境界を直線に単純化した

計算結果

H26.12.26 第4回評価会合 志賀・現調5-2を編集

①単位変位量: 35cm, 最大すべり速度: 1.0m/s, 物性A



1.5

1.25

0.75

0.5 0.25

0

2

③単位変位量:10cm,最大すべり速度:0.5m/s,物性A



変形図

-0.5 0.5 1.5 0 1 X [m]

せん断ひずみ分布図

④単位変位量:35cm,最大すべり速度:0.5m/s,物性B

②単位変位量: 35cm, 最大すべり速度: 0.5m/s, 物性A



・Bトレンチ北西壁をモデル化した変位シミュレーションにより、 砂礫層中において断層直上から地表まで達するせん断帯 が形成されるとの結果を得た。

トレンチ壁面の詳細観察 (Aトレンチ北西壁面)(1)

H26.12.26 第4回評価会合 志賀・現調5-2を編集



図 1-4 (1)

トレンチ壁面の詳細観察 (Aトレンチ北西壁面)(2)

⑥砂礫Ⅱ層では段差部の凸部直上に巨礫が分布し、 これに段差部が断層変位とした場合に想定される 凹地側への倒れ込みや回転は認められない。 ⑤段差部や段差部直上の砂礫Ⅱ層では、S-1の延長 位置や周辺に断層変位を示唆するようなせん断面や 地層の擾乱は認められない。



H26.12.26 第4回評価会合 志賀·現調5-2を編集



左拡大写真は上記の4枚の写真を接合したもの (A:別添-1-14, B:別添-1-15, C:別添-1-16, D:別添-1-17)

	観察結果
岩盤部	 ①S-1は岩盤中で幅フィルム状~1cmの褐灰色~暗黄灰 色粘土。S-1に沿う岩盤に破砕はない。 ②S-1に沿って凝灰質な細粒部が分布する。
段差部	 ③段差部において、S-1上方延長位置の岩盤(凝灰質な細粒部)と砂礫 II 層の境界に沿って粘土(断層ガウジ)は分布しない。また、同境界はS-1延長位置より海側に張り出し、湾曲した形状を示す。 ④段差部直下の岩盤中ではS-1は不明瞭となる。
	⑤段差部や段差部直上の砂礫Ⅱ層では、S-1の延長位置 や周辺に断層変位を示唆するようなせん断面や地層の 擾乱は認められない。
堆積物	⑥砂礫Ⅱ層では段差部の凸部直上に巨礫が分布し,これに段差部が断層変位とした場合に想定される凹地側への倒れ込みや回転は認められない。
	※拡大写真において,段差部と上記巨礫間に,矩形を呈する様に映る礫については,調査鎌での削り痕(礫芯部を確認)によるものである。

トレンチ壁面の詳細観察(Aトレンチ南東壁面)(1)

H26.12.26 第4回評価会合 志賀·現調5-2を編集

■旧トレンチにおけるS-1の岩盤部,段差部及び堆積物の状況について、スケッチの観察結果を整理するとともに、写真においても確認した。

■下記スケッチ及び全景写真は、トレンチ壁面に記録された測量基準点を利用し、基準線枠(50cmメッシュ)を重ねて表示した。横軸は水平、縦軸は鉛直を示す(アルファベットは4壁面 で同一の標高)。(参考資料3参照)



トレンチ壁面の詳細観察(Aトレンチ南東壁面)(2)

⑤段差部や段差部直上の砂礫Ⅱ層では、S-1の延長 位置や周辺に断層変位を示唆するようなせん断面や 地層の擾乱は認められない。





H26.12.26 第4回評価会合 志賀·現調5-2を編集

左拡大写真は上記の2枚の写真を接合したもの (A:別添-1-8, B:別添-1-9)

	観察結果
岩盤部	①S-1は岩盤中で幅フィルム状~1cmの明黄色~赤灰色粘土。 S-1に沿う岩盤に破砕はない。
	②S-1に沿って下盤側に凝灰質な細粒部*1が分布する。
段差部	③段差部において、S-1上方延長位置の岩盤と砂礫Ⅱ層の境界 に沿って粘土(断層ガウジ)は分布しない*2。
	④段差部の基部(段差壁面の最下点)の位置は、S-1より海側に 位置し、その下方延長にもシームや割れ目は存在しない。
堆積物	⑤段差部や段差部直上の砂礫Ⅱ層では、S-1の延長位置や周辺に断層変位を示唆するようなせん断面や地層の擾乱は認められない。
	⑥砂礫Ⅱ層では、段差を埋積する際に形成された礫や砂の配列からなる堆積構造が認められ、S-1の延長位置で、この堆積構造に変位や擾乱は認められない。
	※段差部に近接して位置する径約5cmの礫(長軸方向が高角 度で傾斜)については、同礫周辺の堆積物に擾乱(引きずりの 構造)や再配列を示唆する傾向(段差に沿って複数の礫が配 列する)は認められない。なお、このような礫は、防潮堤基礎 部で侵食により形成された凹部を埋める堆積物中においても 確認される(別添資料集1(5)参照)。
*1"帯划	を呈する火山砕屑岩"中の細粒岩相。シームは凝灰質な細粒部に沿って分布

*1 "帯状を呈する火山砕屑岩"中の細粒岩相。シームは凝灰質な細粒部に沿って分布 する。(他3壁面の記載についても同様)

*2 壁面スケッチの記載によれば、「礫層 II 層と岩盤の境界付近で<u>粘土は不明瞭</u>とな り・・・」とある。これは、岩盤中のS-1は薄い粘土の挟み層であるが、段差部の岩盤 と堆積物の境界には、詳細な観察によっても粘土が確認できなかったことを記載し たものである。〈この状況については、再度、当時実際に壁面観察を行いスケッチ作 成にかかわった地質技術者に確認した。〉(他3壁面の記載についても同様)

拡大写真

トレンチ壁面の詳細観察(Bトレンチ北西壁面)(1)



トレンチ壁面の詳細観察(Bトレンチ北西壁面)(2)

H26.12.26 第4回評価会合 志賀・現調5-2を編集

④段差部や段差部直上の砂礫Ⅱ層では, S-1の延長位 置や周辺に断層変位を示唆するようなせん断面や地層 の擾乱は認められない。



	観察結果
岩盤部	①S-1は岩盤中で幅フィルム状~1cmの淡褐色~赤灰色 粘土。S-1に沿う岩盤に破砕はない。 ②S-1に沿って凝灰質な細粒部が分布する。
段差部	③段差部において, S-1上方延長位置の岩盤(凝灰質な 細粒部)と砂礫Ⅱ層の境界に沿って粘土(断層ガウジ) は分布しない。
堆積物	 ④段差部や段差部直上の砂礫 I 層では, S-1の延長位置や周辺に断層変位を示唆するようなせん断面や地層の擾乱は認められない。 ※段差部付近の砂礫 I 層上面に認められる地層の曲りを想定させるような形状については, 同様の形状が他の3壁面には認められないこと及び上述④のとおり, 砂礫 I 層中には断層変位を示唆するようなせん断面や地層の擾乱は認められないことから, 岩盤上面の段差形状を反映した堆積構造と考えられる。

この写真は別添-1-29に再掲



シームS-1

拡大写真

50cm

トレンチ壁面の詳細観察 (Bトレンチ南東壁面)(1)

H26.12.26 第4回評価会合 志賀·現調5-2を編集



トレンチ壁面の詳細観察 (Bトレンチ南東壁面)(2)

H26.12.26 第4回評価会合 志賀・現調5-2を編集





	観察結果
岩盤部	①S-1は岩盤中で幅フィルム状~0.5cmの赤灰色粘土。 S-1に沿う岩盤に破砕はない。 ②S-1に沿って凝灰質な細粒部が分布する。
段差部	 ③段差部において、S-1上方延長位置の岩盤(凝灰質な細粒部)と砂礫 I 層の境界に沿って粘土(断層ガウジ)は分布せず、同境界はS-1延長位置より山側に弧状に入り込む形状を示す。 ※段差部の山側約2mの2箇所で、西側傾斜の節理に沿った岩盤上面に小さな段差が認められるが、砂礫 I 層に埋積されており、また、山側の節理は岩盤下方まで連続しない。なお、このような岩盤上面の段差は、岩盤が露出する海岸部の随所で見られる事象である(別添資料集1(6)参照)。
堆積物	④段差部や段差部直上の砂礫Ⅱ層では、S-1の延長 位置や周辺に断層変位を示唆するようなせん断面や 地層の擾乱は認められない。

この写真は別添-1-21に再掲

シームS-1上方延長



トレンチ壁面の詳細観察(Bトレンチ北西壁面)

H26.12.26 第4回評価会合 志賀·現調5-2を編集





・本壁面の砂礫 II 層は、上部層と下部層に細区分することができ、 下位の砂礫 II 層(下部層)の層厚が段差上盤で約35cmに対し、段 差下盤では約60cmと有意に厚く、段差部を埋めた自然な堆積構造 を呈している。

岩盤上面等の形状の考察(海岸部)

H25.12.19 調査報告書(最終)を編集





海岸シーム周辺では、シャープな段差部に細粒部が侵食されずに残っている箇所も随所に存在する。
Bトレンチ北西壁における段差部の状況

H27.5.13 第6回評価会合 志賀・現調7-4を編集 H26.12.26 第4回評価会合 志賀・現調5-2 別添資料集1を編集

シームS-1 Bトレンチ北西壁(段差部②)



矢印は有識者が示した堆積物の色の境界に対応する位置

矢印は有識者が示した堆積物の色境界

壁面掘り込み前

壁面掘り込み後

・段差部上部を深く掘り込んで地質の状況を確認した結果、せん断構造が存在しないことを確認している。

海岸シーム上盤側の岩盤上面形状(1)

H26.12.26 第4回評価会合 志賀・現調5-2 別添資料集1を編集



図 1-8(1)

海岸シーム上盤側の岩盤上面形状(2)

H26.12.26 第4回評価会合 志賀・現調5-2 別添資料集1を編集



K-3上盤側の岩盤上面形状②



 ・岩盤が露出する海岸部において、海岸シーム から派生する割れ目に沿って岩盤上面が波の 侵食で山側が低くなった段差が随所に存在し ている。

↓ 海岸シーム上盤 側の陸側が低い 段差

下盤側K-3上盤側の岩盤上面形状②(段差の位置等を加筆)

旧A・Bトレンチ周辺の地形 一地形図ー

H26.12.26 第4回評価会合 志賀·現調5-2を編集

■本地形図は, 1961年の空中写真(北陸電力撮影, 縮尺15,000分の1)及び1985年の空中写真(北陸電力撮影, 縮尺8,000分の1)を基にして, 今回、旧A・Bトレンチ周辺で建設当時に実施された水準測量のデータを追加して作成した。



旧A・Bトレンチ周辺の地形 -写真-

H26.12.26 第4回評価会合 志賀・現調5-2を編集



図 1-9 (2)

発電所建設以前の敷地付近の空中写真

H25.12.19 調査報告書(最終)を編集



1961年の空中写真(北陸電力撮影,縮尺15,000分の1)



1985年の空中写真(北陸電力撮影,縮尺8,000分の1)

発電所建設以前の敷地付近の立体地図



この図は、1961年の空中写真(北陸電力撮影, 縮尺15,000分の1)及び1985年の空中写真 (北陸電力撮影,縮尺8,000分の1)をもとに作 成した立体地図(等高線は1m間隔)である。

シームS-1周辺の地形調査結果



図 1-10 (3)

シーム(EL-4.7m)

旧A・Bトレンチ周辺地下におけるS-1の分布

■旧A・Bトレンチ周辺の地下において確認したS-1の分布を示す。

H26.12.26 第4回評価会合 志賀·現調5-2を編集





平面図

図 1-11

44

ボーリング調査結果(L-13.5)

H27.4.17 現地調査(第2回)説明資料 資料3を編集



図 1-12 45

ボーリング調査結果(L-13.7)(1)[294~320m]

H27.4.17 現地調査(第2回)説明資料 資料3を編集



<u>____</u>1

■ L-12.5の深度174.18mで確認したシームS-1の深部延長を確認するためにL-13.7を実施。 L-13.5の深度293.88mと同じ標高に対応する深度294m以深の調査結果を以下に示す。



ら、シームS-1ではないと判断する。

ボーリング調査結果(L-14')(1)[178~200m]

H27.4.17 現地調査(第2回)説明資料 資料3を編集

■L-12.5の深度174.18mで確認したシームS-1の深部延長を確認するためにL-14'を実施。 L-12.5の深度174.18mと同じ標高に対応する深度178m以深の調査結果を以下に示す。

←NE

深度(m) L-14'(孔口標高35.08m, 掘進長247m, 傾斜77°) 深度(m)





 ・L-12.2の深度41.93m及びL-12.5の深度174.18mのシームS-1から想定される 位置付近にはシームS-1は認められない。
 ・「シルトの付着する鏡肌」は数箇所で確認されているが、「シームを伴う割れ目」 は認められず、破砕部も伴わない。



ボーリング調査結果(L-14')(2)[200~230m]

H27.4.17 現地調査(第2回)説明資料 資料3を編集

漂	標高	深度	柱 状	地 質	色	コア 採取率 (%)	最大コア長	R Q D	岩級区公	記事
m)	(m)	(m)	×	名	調	20 40 60 80	(cm)	(%)	л	
00	(1117	(1117	ΔΔ		暗赤褐		48	99		
-							60	100		
-				凝火角 礫岩	暗オリ ーブ灰		70	90	Bb	
-	-164 41	203 95					77	99		
-		200.00	VVV		褐灰		9	9		- 204.10・205.45・206.39 見掛けの傾斜角70°の節理面に暗オリーブ灰色・暗オリーブ褐色・黄褐 色の鉱 物脈が付着。
05 -				安山岩			18	29	Po	節理面に鏡肌あり。 204.19・204.46 目掛けの傾斜角65°・70°~80°の筋硬而に除ナリーブ灰色の鉱物断が付巻。
-			v v v v	(均質)	灰		18	49	Da	節理面に係線・鏡肌あり。
-	-168.23	207.85	<u>v</u> v				37	50		204.75・206.06・206.24・207.49 見掛けの傾斜角80°・50°・10°・55°の節理面に暗灰褐色・暗灰褐 色・暗オリーブ褐色・暗オリーブ褐色のシルトが付着。 筋硬脂に輸用なり
ŀ			v v v v	安山岩			45	94		205.07~205.15 細片状コア。
10 -	-170 53	210 20	Ů Ů Ů Ů	()用傑 質)			50	95		205.35~205.67・206.20~206.38 編片状〜岩片状コア。 206.11 見掛けの傾斜角65°~90°の節理に暗緑色の鉱物脈を挟在。
					38	95		節理面に鏡肌あり。 206.57 見掛けの傾斜角60°の節理面に暗黄褐色の粘土鉱物脈が付着。		
-							100	100		節理血に鏡削あり。 207.85 見掛けの傾斜角65°の節理面に暗赤褐色のシルトが付着。
-					褐灰		100	100		即埋面に朱緑・鏡肌あり。 208.18・208.97・209.56・209.77 見掛けの傾斜角70°・50°・45°・50°の節理面に条線・鏡肌あり。
-							77	99		209.81 見掛けの傾斜角35°の節理面に鏡肌あり。
15 -							45	86		214.39~236.26 見掛けの傾斜角30°~75°の節理面に暗オリーブ灰色・淡緑灰色・オリーブ灰色の鉱物脈 が付着。 第四声に韓町あい
-							62	90	-	14.46~23.91 見掛けり傾斜角60°~80°の節理面に暗オリーブ灰色の鉱物脈が付着。 節理面に条線:鏡肌あり。
-							33	86		215.25・23:39 見付けび検討判63 ~90 ・05 の即注面に暗偽次ビのジルドか13層。 節理面に条線・鏡肌あり。 216.06・338.05 開始けの経経後60°・75°の筋理面に各線・鏡肌あり
-							22	02		
-					暗赤褐		37	70		216.63・223.57・242.93 見掛けの傾斜角70°・60°・35°の節理面に鏡肌あり。
20			$\Delta \Delta$				51	98		
+							50	100		
-			$\Delta \Delta$				73	100		222.00~222.26 虫食い状の空隙あり。
-			$ \begin{tabular}{c} & \end{tabular} \begin{tabular}{c} & \end{tabular} \end{tabular}$				44	100	Bb	223.17 見掛けの傾斜角30°~80°の節理面に暗褐色のシルトが付着。 第四字に標明を11
-			$ \land \land$		褐灰		79	89		μν-≃μμ 〜 脱川 ∟の ソ 。
25 -				凝灰角 礫岩			73	100		
-			$\Delta \Delta \Delta$				68	100		
-			$\Delta \Delta \Delta$				74	86		
-			$ \begin{tabular}{c} & $ $ $ $ $ $ $ $ $ $ $ $ $ $ $ $ $ $ $				36	83		
-					暗赤褐		59	97		

図 1-14 (2)

ボーリング調査結果(L-14')(3)[230~247m]

H27.4.17 現地調査(第2回)説明資料 資料3を編集

標 尺 (m)	標 高 (m)	深 度 (m)	柱 状 図	地 質 名	色調	コア 採取率 (%) 20 40 60 80	最 大 コ ア 長 (cm)	R Q D	岩級区分	記事				
230							56	56						
-							62	86						
		$ \begin{array}{c} \Delta \\ \Delta \\ \Delta \\ \Delta \\ \Delta \\ \Delta \end{array} $					75	100						
-						58	100		234.53~234.69 見掛け傾斜角70°~80°の黒色~暗緑色の細粒部と流動構造あり。					
235	5			相应		60	100							
-					褐火		46	100						
-							70	100						
	-						52	90		237.88~237.94 細片状コア。				
							58	99						
240							60	100						
-							51	99						
-	-						97	97						
-				凝灰角 礫岩	褐灰		82	100	Bb					
245							100	100						
-						IN IN	100	100						
	-206. 52	247.00					41	99						

深度(m) L-14'(孔口標高35.08m, 掘進長247m, 傾斜77°) 深度(m) 230 231 231



コア写真(深度230~247m)

ボーリング調査結果(大深度ボーリング)(7)[480~500m]

						-														深度(n	n)
標	月	標	深	柱	地	色	岩	※ 硬	さ	3	×_	ፖወት	狱	※ 断	刻面の	の性	伏		標		
尺	B	高	度	状	質		級区				VIV 土彩	IVI I岩短	IⅡ 夏桂J	I				記事	尺	480	480
(m)		(m)	(m)	2	名	言語	分			1	砂片	片相	E 4	ŧ					(m)		K
480		,	,			H/-3		FE	D C B	A :	0.0	. 17. 1	100	5	4 3	2	1	180.00~481.40mは固着割れ目が網目状に発達する。固着割 れ目にはハンマーの軽打で分離するものもあり、面は黒褐色 トレエザ視がある	480	481	dBI
481 -	-				安山岩 (均質)		Ba												- 481	482	482
482 -				V V													4	182 35m1:25°の割れ目があり 面は黒褐色化して高色度の	- 482		2
483 -		-447.73	482.95	¥ ¥					Н								4	条線が認められ、褐色シルト粘土が付着している。 下層との境界は漸移的で密着している。 182、95~537.05m:安山岩(角硬質)。	- 483	483	-
- 484 -	-			ŮŮŮ ŮŮŮ										-				182: 50~480: 30回洋列機化の第1、繊細~中枢鏈石安山岩。 角機は暗色、やや多孔質で境界は不明瞭なものが卓越する。 全般に亜金属音を発する。 182: 95~514: 80回は角機は暗色、やや多孔質で斜長石斑晶が 目立ち、境界はやや不明瞭なものが卓越する。所々すー~2cm	- - 484	484	- Second
485 -	-			Ů.Ů Ů.Ů.Ů		暗青灰								'				の角線が卓越する部分を挟む。 全線に亜金属音であるが、ゆ5cm以上の敏密な角磲は金属音 を発する。 割れ目は少なく、概ね20°以下で面は新鮮である。 184、20~484、80mは20~60°の割れ目が発達する。面は黒褐 さい。	- 485	485	485
486 -				v v v v													1	84.85~485.15mは安山岩(均質)の角礫。	- 486		F
- 487 -				v . v													4 65 55	186,30~491.00mは角礫化がごく弱く均質に近い細粒~輝石 安山岩。 全般に金属音を発する。 割ね日は20~50°が点結」 - 本は思想色化し来現がある。	- 487	486	48.4
488 -				v • v v • v • v •										•			1	例れ自は20~30 が早越し、囲は高橋世化し元ボかめる。	- 488	487	487
489 -	-			Ů.Ů. Ů.Ů.Ů Ů.Ů.Ů									٦	.	_	Π	4	188.15mlに80°の割れ目があり、面は黒褐色化して光沢があ り、ほぼ水平な条線が認められ、幅1mmのオリーブ褐色シル トを挟む。	- 489	488	48.8
490 -	-			, v v v													4	189.10~489.90mは固着割れ目が納目状に発達する。 189.30mに75°の割れ目があり、面は黒褐色化して光沢があ り、ほぼ水平な条線が認められ、褐色シルトが付着する。	- 490		100
-	-	-455 79	491.00	ŮŮŮ															-	489	
491 -		400.10	401.00	Ů Ů Ů Ů V . Ů	安山岩 (角礫質)		BD						L				4	191.00~497.15mは角礫化のやや進んだ中粒輝石安山岩。 角礫は暗色で斜長石斑晶が目立ち、境界が明瞭なものと不明 意なものとが混在する。所々に¢1~2cmの角礫が卓越する部	- 491	490	a
492 -				v v 													1.11	がを挟い。 全般に亜金属音を発する。 割れ目は少なく、面も概ね新鮮である。	- 492		*
493 -				ŮŮŮ ŮŮŮ		***													- 493	491	Int
494 -				v • v • • • • • •		暗育灰													- 494	492	447
495 -				° ° ° ° ° ° ∘ ° ∘		ł											4	194,90mに80°の割れ目があり、面は黒褐色化してやや光沢 があり、ほぼ水平な条線が認められ、黄灰色軟質鉱物がわず かに付着する。	- 495	493	443
496 -	-			v v v v													_	195.45~494.65mは緻密な角礫が密集し金属音を発する。	- 496		T
497 -				ŮŮ ŮŮ		褐											4	197.15~499.70mは角礫化の弱い中粒輝石安山岩。	- 497	494	
498 -				Ůů Ůů														p IU~300mの緻密な角磯が卓越する。 全級には亜金属音であるが、角礫は金属音を発するものが多 ♪。 刺れ目は少なく、面も概ね新鮮である。	498	495	567
499 -				^v v v v v • v ∙															- 499	496	767
500	1			Ϋ́́́́́́́́́́́́́́́́́́́́́́́́́́́́́́́́́́́́											-		4	199,70m1に30°の割れ目があり、下面に沿った虫食い状空洞 こ黄灰色鉱物が晶出している。 	500		

 ※
 硬さ
 ※
 コアの形状
 ※
 断

 A: ハンマーによる強打で訪れ、ナイフで傷がつかない(金属音)。
 I: 長社校(300年以上の円柱状コア)
 1.

 B: 井打で訪れ、ナイフで傷がつかない(金属音)。
 I: 長社校(100年以上の四井状コア)
 2.

 C: 中打で訪れ、ナイフで傷がつかない(金属音)。
 I: 柱 枕(100年以上300本末派の円柱状コア)
 2.

 D: 時打で訪れ、ナイフで傷かった(金属音)。
 II: 柱 枕(100年以上300本末派の円柱状コア)
 3.

 D: 時打で訪れ、ナイフではずから(だく音)。
 IV: 岩片状 (全周のない40年以上の岩片)
 4.

 F: 手で訪れ、ナイフでけずれる(だく音)。
 V: 岩片状 (全周のない40年以上の岩片)
 5.

 F: 手で訪れ、ナイフがつきささる程程以下 だく音)。
 V: 出沙状
 V: 出沙状

	Ж	断裂面の性状	
		1.割目が新鮮。 498	3
tコア)		2. 付着物があり、褐色や黒褐色を呈する(厚さ0.5mm以上について記載)。	
		 付着物があり、青色・緑色・黄色・白色等を呈する(厚さ0.5mm以上について記載)。 	
)		 4. 付着物がなく、褐色や黒褐色を呈する。 499)
		 5. 付着物がなく、青色・緑色・黄色・白色等を呈する。 	

図 1-15





コア写真(深度480~500m)

・深度490m付近にはシームを伴う割れ目は認められない。
 ・条線の方向もほとんど水平であり、S-1の条線の方向とは異なっている。

50

ボーリング調査結果(M-14')(1)[181.96m付近詳細]

■ M-12.5の深度63.43mで確認したシームS-1の深部延長を確認するためにM-14'を実施。 投影断面図上でM-12.5とM-13'の間である,深度125m~194m区間についての調査結果を以下に示す。

H27.4.17 現地調査(第2回)説明資料 資料3を編集



・
融早場削測法面及のM=12.5の深度63.43mのシームS=1から忠定される位直付近には、シームS=1は認められない。
・
深度181.96mにおいて「シームを伴う割れ目」が認められるが、M-12.5の深度63.43mのシームS=1のほぼ直下に位置すること及びL測線の
調査結果等を踏まえ、シームS=1ではないと判断する。

|ボーリング調査結果(M−14)(1)[361m付近詳細]

H27.4.17 現地調査(第2回)説明資料 資料3を編集



図 1-16 (2)

シームS-1の運動方向





図 1-18

No.2トレンチ 層理の走向傾斜(北面)

H27.5.13 第6回評価会合 参考資料4を編集



No.2トレンチ 層理の走向傾斜(南面)

H27.5.13 第6回評価会合 参考資料4を編集



H27.2.27 第5回評価会合 志賀·現調6を編集

①-1 No.2トレンチ調査結果(北面)

■No.2トレンチ北面での解析結果を示す。解析結果は、試料採取位置にローズダイアグラムを重ね合わせて示す。



礫等の長軸の角度分布解析結果

H27.2.27 第5回評価会合 志賀・現調6を編集

①-2 No.2トレンチ調査結果(南面)

■No.2トレンチ南面での解析結果を示す。解析結果は、試料採取位置にローズダイアグラムを重ね合わせて示す。



調査位置図(No.2トレンチ 南面下段)



解析結果※1

薄片番号	粒子数	平均角度 (°)	有意確率 (%)	
TE2S-a	94	14.39	7.30×10^{-7}	
TE2S-b	116	19.08	3.51×10^{-3}	
TE2S-c	65	-5.24	9.42×10^{-6}	
TE2S-d	37	10.20	2.93×10^{-1}	
TE2S-e	69	-2.79	1.19	
TE2S-f	90	-24.76	2.77×10^{-3}	
TE2S-g	80	6.33	1.51×10^{-7}	
TE2S-h	63	-15.35	1.50×10^{-1}	
TE2S-i	77	-8.87	6.56×10^{-4}	

7	いずれの試料も有意 確率5%未満であり	
\neg	確年の泉東市方向に定 体等の長軸方向に定 向性が認められる。	

※1 解析結果の詳細は別添資料集(3)参照

礫等の長軸方向に定向性が認められ,その方向は,第2回評価会合で示した酸化鉄や酸化マンガンの沈着部(図中黄点線)の方向性と調和的である。

・礫等の長軸方向は岩盤上面と概ね平行であり、凹部では岩盤上面にアバットする状況も認められる。

礫等の長軸の角度分布解析結果

H27.5.13 第6回評価会合 参考資料1を編集



■砂礫層中に認められる岩盤上面と平行な堆積構造について、より広い範囲で確認するため、これまで調査した箇所以外についても薄片を採取し、礫等の長軸の角度分布解析を実施した。

No.2トレンチ追加調査結果

■No.2トレンチにおける解析結果を示す。解析結果は、試料採取位置にローズダイアグラムを重ね合わせて示す。



エリア5付近に見られる凸状を呈する地形について

H25.12.19 調査報告書(最終)を編集



(2)エリア5付近に見られる凸状を呈する地形について

H27.2.27 第5回評価会合 志賀・現調6 参考資料を編集

■エリア5付近の凸状を呈する地形について、地質の状況を確認するため群列ボーリングを実施するとともに、防潮堤基礎部及び海岸部における岩盤上面の形状について確認した。





・エリア5付近に見られる凸状を呈する地形は、本サイト周辺の防潮堤基礎部や海岸部に一般的に見られる地形(波の侵食によって形成されたもの)である。

シームS-2・S-6の深部方向の連続性に関する調査結果(位置図)

H25.12.19 調査報告書(最終) 別添資料集を編集



シームS-2・S-6の深部方向の連続性に関する調査結果(ボーリングI-5 [100~120m])

H26.2.22-23 現地調査説明資料 資料9を編集





図 3-1 (2)

シームS-2・S-6の深部方向の連続性に関する調査結果(ボーリングI-5 [120~140m])

H26.2.22-23 現地調査説明資料 資料9を編集



シームS-2・S-6の深部方向の連続性に関する調査結果(ボーリングI-5 [140~160m])

H26.2.22-23 現地調査説明資料 資料9を編集





・シームS-2・S-6の延長は深度129m付近に想定されるが, コアでは確認されない。

シームS-2・S-6の深部方向の連続性に関する調査結果(ボーリングR-5[120~140m])

H25.12.19 調査報告書(最終) 別添資料集を編集

※H9.10.20 2号機安全審査顧問会 参考資料-SK2を一部編集





図 3-1 (5)

シームS-2・S-6の深部方向の連続性に関する調査結果(ボーリングR-5[140~160m])

L = 212.55m

R-5

深 柱 地

度

(m)

-110.28 121.40 V

-118.98 130.10

-126.43 137. 55

-134. 18 145. 30

-138.63 149.75

状

図

*

Ŷ,

Ŷ

\$^{\$}\$

v v

'v_v (安山岩)

(觜礫質)

質

名

安山岩 (角礫質) °¢°

疑灰角膜岩

安山岩 (角礫質)

凝灰角礫岩

安山岩 (角礫質)

標 標

尺 高

(m) (m)

120

125

130

135

140

145

150

155

G L = 11. 12m

J

の硬

岩 7

級

X 調

分

Bb 2 b

Bb 21

Bb 2 Ы

Bb

Сь

Bb

Bb 2ь

Ba Ca

Bb

Cb

Bb

3 .

2 h

Ba 2a

Ca 3a

2 b

色

暗赤褐

黒褐

暗赤褐

黒褐(暗赤 褐を含む)

暗赤褐

黒褐

暗赤褐

褐灰 Ca

暗緑灰

灰オリーブ

暗赤褐

暗褐

赤褐

~ 灰赤 H25.12.19 調査報告書(最終) 別添資料集を編集

※H9.10.20 2号機安全審査顧問会 参考資料-SK2を一部編集





シームS-2・S-6の深部方向の連続性に関する調査結果(ボーリングR-5 [160~180m])

H25.12.19 調査報告書(最終) 別添資料集を編集

※H9.10.20 2号機安全審査顧問会 参考資料-SK2を一部編集

コア 採取率 記事 (%) コア写真範囲 164.75~165.15 細片状コア。 Participa -169.95~170.25 細片状コア。 172.65~173.00 細片状~半柱状コア。 1 60 177.10~178.30 岩質は周囲より軟質。 177.10~212.55 節度面に素色・緑素色の細粒物質が付着。 177.25~177.45~178.10~178.20 180.07~150.10~180.45~180.60 22 44 36 70 187.45~187.55 細片状コア。 191.40~192.00 岩質は周囲より軟質。 Same and Pater 195.00~195.40・196.00~196.10 細片状コア。 A HIMA TO Walk Cont



図 3-1 (7)

シームS-2・S-6の深部方向の連続性に関する調査結果(ボーリングR-5 [180~200m])

H25.12.19 調査報告書(最終) 別添資料集を編集



※H9.10.20 2号機安全審査顧問会 参考資料-SK2を一部編集



・シームS-2・S-6の延長は深度154m付近に想定されるが, コアでは確認されない。

図 3-1 (8)

S-2·S-6の活動によるS-1周辺の応力変化 -S-2·S-6(浅部)との比較-



有識者会合評価書(案)に係る事業者意見書への所見

志賀原子力発電所の敷地内シームの活動性について有識者会合の議論をまとめた原 子力規制委員会の評価書(案)に係り、事業者は、具体的なデータに基づいて意見書を とりまとめた。

わたしは、事業者の要請で追加調査の技術指導、助言を行なってきた。調査は数量や 配置を含めて適切に実施されており、その成果は現地調査で確認した。

その結果、シームが活動性に関し問題となるものではないとする事業者の評価、なら びに今回の評価書(案)に対する事業者の意見は、新規制基準に則ったものであり、具 体的な根拠や調査データによる科学的合理性に基づいた総合的評価であるから、全く妥 当なものである。

また、今回の評価書(案)は、おもに形態論的観察と仮定に基づき有識者の見解を取 りまとめたものと解される。仮にシーム S-1 の旧トレンチ周辺の短い区間のみで断層変 位を想定しようとしても、事業者の客観的で具体的な調査データとは矛盾し、甚だ合理 性を欠く説明とならざるを得ない。

そもそもシームは岩盤中の薄い粘土質挟み層である。このシームは古い新第三紀の火 山活動で貫入した岩脈(事業者の"帯状を呈する火山砕屑岩")内の弱部に沿って極浅 所の低温熱水変質作用で形成された。シームの縁辺にはしばしば、その当時の応力場で 生じた断層が付随する。こうしたシームに付随する断層に新規制基準に則って変位地形 法、上載地層法を適用した結果も、シーム S-1 については少なくとも MIS 7 以降、シ ーム S-2・S-6 についても少なくとも MIS 5e 以降の活動がないことを示し、改めてシ ームが問題とならないことが確認できた。

なお、追加調査実施の発端となった旧トレンチについては、志賀1号機建設当時の安 全審査において詳細な確認がなされ、シームが活動性に関し問題となるものではない旨 の評価が得られている。今回事業者は、詳細な拡大写真を提示して上載層に剪断構造や 変位がないことを示した。さらに、上載層が断層変位を受けた場合には必ず剪断構造や 変位が出現することについて、膨大な実例を精査して示すとともに、断層実験や数値解 析による確認を行なっており、旧トレンチの上載層に剪断構造や変位がみられないとい うことは、断層変位はないとする事業者の評価を強く裏付ける。

東京大学名誉教授

圭二
有識者会合評価書(案)に係る事業者意見書への所見

元富士常葉大学学長

德山联

地震活動や断層運動などの地殻変動は,当該地域の地質の成り立 ちと密接な関係がある。原子力発電所基礎岩盤における震源断層の 有無や永久変位の有無に関しては,新規制基準に依拠する必要があ り,総合的な地質学的検討のもと,合理的説明性が必要である。

北陸電力㈱がとりまとめた原子力規制委員会の評価書(案)に対 する意見書は、上記の観点から、新規制基準に依拠し、具体的な調 査データによる科学的合理性に基づいた総合的な地質学的評価によ るものであり、全く妥当なものである。

以上

有識者会合評価書(案)に係る事業者意見書への所見

首都大学東京教授

山雨晴雁

平成 27 年 7 月 17 日, 原子力規制委員会の有識者会合は, 志賀原子力発電所 の敷地内シームについて評価書案をとりまとめた。今般, 北陸電力は, この評 価書案に対する意見書をとりまとめており, その内容は, 科学的調査データに 基づくもので, 妥当なものである。

なお、私は、第四紀の地形発達史・地質構造形成史を専門にしており、これ に係わる地震地質学や活断層についても研究を行っている。今回、シームの活 動性調査等について北陸電力から技術指導を要請され、現地調査による確認、 指導、助言を行ってきた。

以上